

感染症及び食中毒予防蔓延防止委員会 及び指針



エミナ合同会社

(はじめに)

指定障害児通所施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提にたちエミナ合同会社(以下「事業所」)においては、感染症の発生、またまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用児童ならびに職員の安全確保を図る。

(委員会の目的)

第1条 感染症及び食中毒の予防蔓延防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、感染症及び食中毒蔓延の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、代表社員とする。
- 2) 委員には、リーダー、各事業所児発管を加える。
- 3) 委員には、必要ある場合に役員、第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、リーダーが招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「感染症及び食中毒の予防蔓延防止」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、蔓延防止に努めていく。
- 3) 感染症及び食中毒蔓延の兆しがみられる場合担当者に報告する。
- 5) 感染症及び食中毒の予防蔓延防止に係る委員会を年4回、研修と訓練を年2回以上行うこととする。
- 6) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- 1) 委員会は、感染症及び食中毒蔓延が起こらないよう事前の措置として、職員の感染症及び食中毒の予防蔓延防止意識の向上や知識を周知し、感染症及び食中毒蔓延のない施設環境づくりを目指さなければならない
- 2) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に感染症及び食中毒蔓延につながるような環境整備が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の感染症及び食中毒蔓延の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、感染症及び食中毒の予防蔓延防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

代表社員、役員社員、各事業所児発管を基本とする。

感染症及び食中毒の予防まん延の防止について

（感染対策研修に関する基本方針）

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の研修を行い、年2回以上の訓練を実施する。
また、新規採用者には、採用時に研修を行う。

（感染症の発生状況の報告に関する基本方針）

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生状況の把握を行う。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染対策委員会で報告する。

（感染発生時の対応に関する基本方針）

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（通所系マニュアル）に沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応する。

（1）平常時の対策

1. 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
2. 支援にかかる感染症対策（標準的な予防策）
3. 手洗いの基本

（2）発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図る。

1. 発生状況の把握
2. 感染拡大の防止
3. 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携
4. 医療処置
5. 行政への報告

（連絡体制）

委員長を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備する。

(その他感染対策の推進のために必要な基本方針)

当該指針は、委員会において定期的に見直しを実施し、必要な改正等を行う。

(附則) 令和 4 年 5 月 1 日 制定

(改定) 令和 6 年 11 月 1 日